



Title	傷つきやすさの現象学
Author(s)	浜渦, 辰二
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77129
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第5章 自閉症スペクトラムをめぐる二者の現象学的当事者研究

——「傷つきやすさ」と「特性」——

永浜 明子

はじめに

「傷つきやすさ」とは、何を意味するのだろうか。「傷つきやすさ」という語は、英語の *vulnerability* の訳語であり、「傷つけられうる」という一種の可能性としての意味を有する。池谷は *vulnerability* の語源と意味を検討し、その語訳としては、「傷つきやすさ」が適切であるが、「脆弱性」という訳が多用されていると述べる（池谷 2016:107）。また、「脆弱性（傷つきやすさ）」概念の普及に決定的に影響を及ぼしたのが、1998年に出された「ヨーロッパ委員会への生命倫理および生命法における倫理原則に関する政策提案に関するバルセロナ宣言」において、生命倫理および生命法における4つの原則あるいは指導理念の1つに「脆弱性 *vulnerability*」が、「自律 *autonomy*」「尊厳 *dignity*」「統合性 *integrity*」と並んで提起されたことであるとされる（*ibid.*:114）。

ここで一つの疑問が生じる。「傷つきやすさ」という場合、「やすさ」＝「簡単に・容易に」であると考えれば、何らかの比較対象のもと、容易に傷つくということになる。一体、どのような比較をもって、何が何より「傷つきやすい」とするのだろうか。ある特定のひとが他のだれかに比し傷つき「やすい」ということを意味するのだろうか。

ゲーレンは、人間を「動物に較べれば、『欠陥生物』」（Gehlen 1940=1985:16）であるとする。欠陥生物であるがゆえに、動物（人間以外の生き物）と比較すれば「傷つきやすい」生き物ととらえることができる。

青井は、身体社会学の創始者であるターナーの「傷つきやすさ」理論の核となる「傷つきやすさ」を次のように説明している。

人間は「不完全な動物（*unfinished animal*）」であり、不確実な世界を生き延びるために必要な動物的本能に欠けている。それを補うために、人間は互いに集まり制度をつくった。しかしながら制度は人間の「傷つきやすさ」の保護膜となる一方で、人間を傷つける「不安定さ」をもはらんでいる（青井 2016:44）。

青井は、『傷つきやすさ』の理論をつうじてターナーが構想したかったのは、『傷つきやすさ』という人間存在に共通の経験を基盤とする、普遍的な人権制度である」(ibid.:44)としている。また、バルセロナ宣言は、「脆弱性」とは、人間のかかえる普遍的な「生の有限性と脆さ」と定義し、ケアの倫理を基礎にしながら、人間の尊厳、統合性および脆弱性を重視しているとする(池谷 2016:115-116)。バルセロナ宣言もターナーの理論も、従来の個人の自律を核とした生命倫理とは異なる、普遍的な「傷つきやすさ」を軸としたものであるといえよう。

さらに、バルセロナ宣言では、「脆弱性」を二義的にとらえている。一方は人間の普遍的な「生の有限性と脆さ」であり、他方は「その自律や尊厳や統合性が脅威にさらされかねない者たち」である「脆弱な者」を指している(ibid.:115)。池谷は、バルセロナ宣言の「普遍的な脆弱性」と「特殊な状況的な脆弱性」の関係は曖昧なままであるが、従来の生命倫理の枠を大きく越え出ていると述べる(ibid.:116)。このように考えると、ひとが他の生き物と比べ「傷つきやすい」生き物であり、だれもが「傷つけられうる」、すなわち、「傷つけられる可能性」をもつ存在であるといえる。さらに、バルセロナ宣言にしたがえば、ひとはそれぞれ「特殊な状況的な脆弱性」を有するということは、ある特定の理由により「傷つきやすい」存在であると解釈できる。ある特定の理由は、年齢、病気、性別、障がい¹など多様であるが、その一つとして、ある「特性」および「マジョリティとの異なり」(以下、「異なり」と表記する)を有するひとびとが何らかの理由により特定の「傷つきやすさ」をもっていると考えることができる。

本稿では、「特性」・「異なり」を「傷つきやすさ」の、ある特定の理由としてとりあげ、その「傷つきやすさ」が「生きづらさ」であることを提起する。なお、本稿では、「傷つきやすさ」を「傷つけられる可能性」としてとらえ、さらに、「傷つきやすさ」ではなく「傷つけられやすさ」ととらえなおし記述する。

¹ 本稿では「障がい」と表記する。「障」は、「邪魔をする。さまたげる」(松村 2006:1215)である。そのひとの「邪魔をする、さまたげる」ととらえられる。一方、「害」は、「そこなう。きずつける」(ibid.:401)であり、「ひとに害を与える」、または、「自分に害がある」という印象がある。本稿では、学術論文や書籍、学会等の資料、法律、引用の要約については原文のままの表記を使用し、それ以外は「障がい」を使用する。

1. 障がいと傷つきやすさ

自閉症スペクトラムと診断された元学生 A 氏と筆者とが歩みはじめて 11 年目になる。A 氏が「高機能広汎性発達障害：アスペルガー症候群」と診断されたのは、2011 年である。2013 年、アメリカの精神医学の標準的な診断基準である DSM (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders) の第 5 版 (DSM-5) からは、この名称は、「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害 (ASD : Autism Spectrum Disorder)」に統合された。第 5 版に使用する診断名の日本語訳についてさまざまな議論がなされた結果、上記二つの表記が採用されているが、『臨床家のための DSM-5 虎の巻』では、「自閉症スペクトラム」(森他 2014:40) と訳すことを提案している。本稿では、「自閉症スペクトラム (ないし、ASD と略記)」という表現を使用する。

A 氏の 1 年時の担任となった筆者の A 氏に対する第一印象は、「今にも消えてなくなりそうな」「輪郭のない」学生であった。この第一印象も、「特性²」・「異なり」という特定の理由による「傷つけられやすさ」の現れであると言えるかもしれない。A 氏との歩みのなかで、A 氏や A 氏の「特性」・「異なり」をさまざまに表現してきたが、多くの場合が「繊細」「敏感」という語であった。これらの語もまた「傷つけられやすい」という語の範疇に含まれるだろう。ただし、A 氏との歩みにおいて、A 氏自身・A 氏の「特性」・「異なり」、「特性」・「異なり」により生じる現象を表現する語は、具体的状況により異なるため、「傷つけられやすさ」はその総称とする。

では、自閉症スペクトラムという「障がい」があるがゆえに「傷つけられやすい」のだろうか。「障がい」は、あるひとがもつさまざまな症状、あるいは特性が重なり合いつけられる総称であり、一つの具体的な現象ではない。「障がい」という語でまとめてしまうと、この得体のしれない名称からは何も浮かび上がらない。自閉症スペクトラムという「障がい」ではなく、A 氏にある「特性」・「異なり」の一つひとつが「傷つけられやすい」ものであり、それらの特性がゆえに、「生きづらさ」を生きてきた・生きている。今の社会のな

² 発達障がいや自閉症スペクトラムに関する記述では、「特徴」という語が用いられる場合が多い。『大辞林第三版』では、「特徴」は、「他のものと比べてとりわけちがって目立つ点・そのもの特有の点」(松村 2006:1806) と定義されている。自閉症スペクトラムの診断には、多くのひとと比べてとりわけちがって目立つ点を有すること、すなわち、他者との比較が必要となる。筆者と A 氏とは、他者との比較ではなく、A 氏にある・表出されるという事実だけに注目してきた。それゆえ、「あるものに特別に備わっている性質・特有の性質」(ibid.:1805) を意味する「特性」という語を使用している。A 氏について述べる場合には、「特性」を使用し、それ以外については、「特徴」を使用する。

かで「生きづらくさせられている」と解釈する方が正しい。その「傷つけられやすさ」によって「生きづらくさせられている」結果を「障がい」とすべきであろう。ひとはだれしも「傷つけられやすい」生き物ではあるが、日常における「傷つけられやすさ」が「生きづらさ」を招くほどには「傷つけられやすい」存在ではないことが多く、「生きづらさ」を招くほどの「傷つけられやすさ」、それが「障がい」ということばで表現されるともいえる。

2. 二者の現象学的当事者研究

A 氏の「傷つけられやすい」、ある特定の理由としての「特性」を考察する前に、筆者と A 氏とが共に行ってきた A 氏の「生きづらさ」軽減のための「二者の現象学的当事者研究」について述べることにする。

筆者と A 氏とは、「A 氏という個別具体のあり様を一標本とせず、A 氏にとって独特の意味をもつさまざまな環境を共に描き出そうとする試み」を「二者の現象学的当事者研究」と位置づけている。しかし、ここにはいくつかの異論が唱えられるであろう。

河野は、現象学は、「経験をしている当人自身が語る言葉を集めて分析し、当人の経験の構造を明らかにしていくのにもっとも適した方法である」（河野 2013:77）とする。すなわち、現象学がパースペクティブの研究であるということである。

一方、石原は、「当事者研究」とは、当事者の視点から「自分の病気や問題に向き合い、自分の言葉で語ること」（石原 2013:16）と説明する。また、当事者研究を活発に行っている熊谷は、「当事者研究というのは、『わたし』が『私』のことを記述したり解釈したりする実践』だと言える。この時の『わたし』は、記述したり解釈したりする『主体としての自分』であり、『私』は記述されたり解釈されたりする『客体としての自分』だ」（綾屋・熊谷 2010:111）と説明し、障がいのある当事者だけが当事者であり、その当事者が一人称で語ることが想定されている。さらに、野家も、「哲学者は『当事者』ではありえない」「また一方で医師や看護師でもありえない」（野家 2015:189）、「悩み苦しむ者という意味での当事者、つまり患者や障害者ではあり得ない」（ibid.:189）とする。患者や障がいのある当事者でないものが語った時点で、一人称の研究ではなくなる、すなわち、一人称パースペクティブの研究である現象学でも、当事者研究でもなくなることを意味している。しかし、浜渦は「当事者研究」とは、「優れて『一人称の現象学』的な研究」（浜渦 2015:269）であると指摘したうえで、「そもそも『当事者研究』は『一人称の現象学』だったのだろうか」（ibid.:270）

と疑問を投げかける。

「当事者研究」は、2001年にソーシャルワーカーの向谷地が、精神障害回復者と共に設立した「どんぐりの会」を起源とする「べてるの家」から始まった（浦河べてるの家 2005:3）。向谷地は、当事者研究は、「統合失調症などを抱える当事者が、仲間や関係者と共に、自らの抱える生きづらさや生活上の課題を『研究者』の視点から解き明かしていくという試み」（向谷地他 2006:3）であるとする。「当事者研究」は、当事者に起きている苦労のメカニズムの解明や見極めの自助のプログラムであり、それには「1人当事者研究」「マンツーマンでの当事者研究」「グループでおこなう当事者研究」の三つがあるとしている（向谷地他 2006:70-73）。このように、べてるの家では、「当事者研究」を当事者のみで行うことに限定していない。また、べてるの家の当事者研究の理念である「自分自身で、共に」について、向谷地は、『自身で考える人』たちが、『ともに哲学する』ときにこそ、物事の本質に迫ることができる、という現象学の創始者であるフッサールの言葉にヒントを得た」（向谷地 2009:99）、『共に』の中には、当然のように専門家との共働と連携が含まれます」（向谷地他 2006:67）と語っている。べてるの家で始まった「当事者研究」は、生活に根ざしたものであり、「当事者研究」の核を「自分自身で、共に」に置き、その共働者、連携者として専門家も含め、幅広いひととの「当事者研究」を想定している。すなわち、「当事者研究は、必ずしも『一人称の現象学』である必然性はなく、むしろ『ともに哲学する』ときにこそ、物事の本質に迫ることができる」（浜渦 2015:271）のである。これは、同時に、現象学が一人称パースペクティブの研究である必然性がないことも示している。

筆者とA氏との場合に置き換えてみると、一人称単数でも、二人称でもない「二者」という語が浮かび上がる。筆者とA氏とは、A氏の「特性」とは何か、「特性」ゆえに生じる「生きづらさ」をどのように軽減するかを、共に模索してきた・している。「悩み苦しむ者以外は、哲学者も医師も看護師も当事者、つまり患者や障害者ではあり得ない」（野家 2015:189）という野家の言は、確かにそのとおりでとも思える。個としてみなせば、当然、「当事者」は一人しか存在しない。その意味において、障がいのあるひとや患者が「当事者」であることは間違いない。A氏が「生きづらさ」を抱える「当事者」であることに異論はない。しかし、筆者もまた、A氏が抱える生きづらさ・苦悩をそのときどきに受けとり、共有することによって新たに苦悩を抱える「当事者」である。石原のいう「苦悩を自らのものとして引き受けるかぎりにおいて、人は誰もが当事者である」（石原 2013:4）という「当事者」である。どちらか一方の側から視点を注げば、野家の述べるそれぞれの立場

に分断されるであろう。しかし、家族に限らず、ひととひととが共にいる空間、時間において、それぞれの立場をとり払えば、かかわるすべてのひとが「当事者」となる。A氏の生きづらさ軽減を共に模索し、歩み続ける筆者とA氏とを野家が述べるように分断することは困難である。それゆえ、筆者らの研究を、両者を「当事者」とした「二者の現象学的当事者研究」としている。

また、「当事者研究」を一人称で語ることに制限してしまえば、「私のことは、私が一番よく知っている」と叫んだ当事者運動から、「私は、私のことをよくしらない」当事者が置き去りにされた（熊谷 2015:539）ように、「当事者研究」から置き去りにされるのは、一人称で語ることの難しい「当事者」であることを付言しておきたい。

3. 内実を探る

「傷つきやすい」にしる「傷つけられやすい」にしる、そこには、「傷つけるもの」と「傷つけられるもの」が存在する。「傷つけられるもの」は、もちろんA氏であり、A氏を「傷つけるもの」は何らかの刺激である。A氏を「傷つけるもの」は、物理的刺激と人的刺激の二つに大きく分けられる。

物理的刺激は、日常生活におけるあらゆるものであるといっても過言ではない。聴覚を刺激するひとの声を含む音、視覚を刺激する建物・光、舌を刺激する食材・味、肌を刺激する衣類や温度、身体全体を刺激する薬・ストレスが主なものである。

人的刺激には、ことばに対する認識・使用、主要な言語、思考において、多くの他者との「異なり」がある。マジョリティとの「異なり」が偏見・誤解を招き、A氏は「傷つけられる」。それらの偏見・誤解は、マジョリティが作り、信じる発達のプロセスや日常生活における行動様式に関する「当たり前」「普通」という社会通念が根底にあることに疑いの余地はなく、社会通念がA氏を傷つけるともいえる。しかし、その「異なり」は「特性」ではない。本来、「異なり」は「異なり」という事実としてのみとらえられるべきものであり、マジョリティとは異なるということをもって、「特性」あるいは「障がい」とみなすことは間違いである。マジョリティとは「異なる」さまざまな事象がA氏を「生きづらく」させていることは事実であるが、それがA氏の「特性」ではない。したがって、本稿では、マジョリティとの「異なり」を「特性」とは区別している。

さらに、A氏の「特性」という理由から「傷つけられた」結果として、A氏自身がA氏

の刺激となり A 氏を傷つける。すなわち、A 氏自身が「傷つけるもの」と「傷つけられるもの」という二面性をもつ。だれしも、自身を責め、後悔にさいなまれるという日常を送っている。そういう意味においては、A 氏自身が刺激となり A 氏を傷つけることが「特性」とはいえない。しかし、A 氏の場合、A 氏自身が A 氏を傷つけるその発端は常に、「特性」という理由により「傷つけられた」結果として生じるため、A 氏という刺激についても記述する。

日常に氾濫するあらゆる刺激により A 氏は「傷つけられ」、A 氏の外部に現象として表出される。その現象によりまた「傷つけられる」という悪循環が生じもする。このような状況が続き、大学 3 年時に A 氏はすべての授業に出席できなくなっていた。授業配慮を受けられる可能性も考慮し、A 氏は専門医を受診、自閉症スペクトラムと診断された。診断に衝撃を受け、動揺し続けた A 氏はパニックと自己否定を繰り返すだけであった。しだいに、絶望感、喪失感、焦燥感がつり、自身への攻撃も加わった。また、A 氏は自閉症スペクトラムについて書かれた書籍を読みあさり、自身の思考・行為の一つひとつが、自閉症スペクトラムの特徴と一致するかしないかの選別を繰り返していた。そこで、筆者は、A 氏に表出される現象を自閉症スペクトラムの特徴としてとらえるのではなく、現実生じている A 氏自身の現象、A 氏固有の現象としてとらえることを提案した。以後、現在まで、A 氏の外部に表出される現象について対話を繰り返しながら共に分析・解釈してきた。さらには、外部に表出される現象さえもいったんわきに置き、現象が生じているそのときの A 氏の内実（A 氏のうちで何が生じているのか）を共に分析・解釈してきた。筆者、A 氏それぞれが分析・解釈した後、さらに対話を積み重ね、A 氏の内実をより鮮明に浮きあがらせようとしてきた。筆者と A 氏との 10 年の歩みのなかで、「特性」という理由による A 氏の「傷つけられやすさ」の一部は解明された。しかし、A 氏を傷つける他の理由——未だ明らかとなっていない「特性」であるかもしれないし、「特性」ではないまったく別の理由であるかもしれない——は、今も A 氏に内在しており、そのほとんどは未解明である。

4. 傷つけるもの：物理的的刺激

日常生活において A 氏を傷つける物理的な刺激は、数えればきりが無い。あらゆるものが刺激になるといっても過言ではない。A 氏を傷つける物理的・人的刺激を検討するが、前述したように、A 氏自身が A 氏を傷つけるという、A 氏という刺激については、他の刺

激と絡み合うため、適宜、述べることにする。また、A氏を傷つけるという意味には、A氏の一部（感覚、知覚、思考など）を刺激し、傷つけること、A氏の尊厳や人格を傷つけること、それらの結果として、A氏自身がA氏を傷つけることが含まれる。

4. 1. 聴覚

さまざまな音がA氏の聴覚を刺激し、A氏を傷つける。多くの者には聞き取れないようなテレビ、ビデオデッキ、パソコン、デジカメなど、あらゆる電子機器が発する電波音が常にA氏の聴覚を刺激する。それぞれの電子機器が発する音は異なり、いくつもの音がA氏のなかに侵入し、音に占領されてしまう。また、予期せぬ音は、さらに大きな刺激となりA氏を傷つける。突然鳴り響く電話の音、やかんの音、他者のくしゃみにも、その都度「心臓が止まるくらい」驚き、疲労し、ときに混乱する。自閉症スペクトラムの当事者も、電話について以下のように説明する。

電話がかかってくると、まず突然の呼び出し音に驚いてビクッとすく。そして受話器を取ったとたん、他人の意識が突然、自分の感覚・時間・空間に割り込んでくることにあわてる。なにしろ不意の出来事なので対処しにくいし、他のことに深く集中していたり、うつ状態がひどかったりというこちらの都合におかまもなくかかってくるのだから、実に怖い（泉 2003:20）。

A氏は、「電話は、突然鳴るという予測不可能な事態である上に、予測不可能な相手の発言という二重の予測不可能性を含む大変なことだよ」と言う。A氏が望みもしないのにA氏に侵入するこれらの音はA氏を混乱させ、思考を停止させる。その場にいられなくなることも少なくない。さらには、パニックになることもある。

ひとの声も同様である。筆者には「声」としてしか届かないひとの「声」は、A氏には合成された音である。A氏にとって、ひとの声は、一つの音ではなく、濁った二つの周波数あるいは音域の異なる音である。基本的には、不快な音としてA氏を傷つけるが、その異なる周波数・音域が接近していれば、A氏を傷つける度合いは低くなる。しかし、二つの周波数・音域が離れている場合、A氏はその声の前にとどまることさえ難しい。声の他にも多くのひとが一斉にする拍手、合唱、オーケストラ演奏でのバラバラな音、車の急ブ

レーキ音など、さまざまな音という刺激が A 氏を傷つけ、A 氏は疲労困憊する。また、A 氏にとって電子機器に限らず、溢れる音を選別することは難しい。最近、高機能のノイズ・キャンセリングを備えたイヤホンの使用により不快な音の軽減が可能となってからは、A 氏が「傷つけられる」ことは少なくなっている。しかし、複数人が会話する場面でのひとの声に「傷つけられる」という状態は今も変わらない。複数のひとが集まる場所で、同時に何人かが話し始めると、A 氏は主となる話者の声の選別ができなくなる。すべての声と同じ音量で A 氏の耳に入り、特定の声に耳を傾けることができない。電話での会話中に、第三者の声や車の音がすれば、電話の相手のひとの声は音に変わり、いくつもの音が同時に A 氏を刺激する。

音により「傷つけられた」結果として、急に耳を塞ぐ、顔を歪める、その場から逃げ出す、発疹が出るというような自身の反応に対し、A 氏は相手に対する申し訳なさに苛まれると同時に、自身への失望感や絶望感に襲われ、A 氏自身が A 氏を非難し、傷つける。

4. 2. 視覚

日常生活の視覚的な刺激も A 氏を傷つける。陽のひかり、鮮やかな電光掲示板、広告が目まぐるしく入れ替わる居酒屋の電子メニュー、家の中の蛍光灯など、ひかりを発するものすべてといえるくらい多様である。パソコンや携帯電話、テレビの明るい画面にも目が痛いという。家の外に出れば、立ち並ぶビルを見回し、気分が悪くなる。何百とあるビルの窓を数え、吐き気が起きる。四角いものに魅了される A 氏にとって、ビル群は心躍らせる対象である。頭痛や吐き気が起きるのであれば、やめればよいという単純なものではなく、ビルを見回す、ビルの窓を数える行動は、気分が悪くなくても「見たい・数えたい」ではなく「見ずにはいられない・数えずにはいられない」「落ち着かない」「そうしないと気持ちわるい」からである。このような理由、すなわち、「特性」により A 氏は「傷つけられる」。

また、A 氏の視覚を刺激するものに「数字」がある。どんなときにも、「数字」が A 氏の視覚に飛び込んできて、また A 氏もそれを離さない。行き交う車のナンバー、スーパーの価格表示表、生活のあちこちに散らばっている 4 桁の数字を左から順に四則計算し、その結果が「10」になるかならないかを確認して楽しむ。高速道路ですれ違う車のナンバーにさえ四則計算を施し、一瞬時に「できる」「できない」と分けていく。相当の集中力、凝

視による疲労の蓄積、生活への影響が生じるが、ビルの窓を数えることと同様、「計算したい」ではなく「計算しないではいけない」からである。厳密に言えば、数え始め・計算し始めの瞬間は、「数えたい・計算したい」であるが、自ら「やめられない」のである。A氏が自らやめるときは、「もうできない」ときであり、心身の疲労の限界を超えたときである。そのようにやめるときには、言い表せないほどぐったりとしてしまい、何もできなくなる。結果、ここでもまた、やめられないA氏、ぐったりとしてしまったA氏をA氏自身が攻撃し、傷つける。

4. 3. 舌覚

A氏は、ラーメンの上に乗っている具材を一つずつ丁寧に食べる。焼きそばの具材も一つずつ食べる。いずれも最後に麺を食べる。異なる大きさ、異なる食感の具材がA氏の舌・口全体を刺激する。口の中に入った途端、それぞれが異物として感じられ、同時に噛むことができない。幼少期には、具材を分けて食べることを叱責され、すべての具材を同時に口の中に入れ、右と左の頬に分けてから、一つずつ食べていたと言う。同様に、いくつかの料理をいわゆる三角食べすることも難しい。異なる味つけ、異なる食材がA氏の舌覚、食感を刺激し、その変化についていけなくなる。聴覚や視覚の刺激ほどA氏を傷つけることはないが、このようなA氏の食べ方が、後述する社会通念によりA氏を傷つけることにつながる。

4. 4. 肌覚

A氏の肌を刺激するものも数多く存在する。まずは、肌に感じる温度の変化がもっとも頻繁に生じる刺激である。外出先で、外から建物・電車の中に入る。外出先から自宅へ入る。夏には、暑い場所から涼しい場所への移動であり、冬には、寒い場所から暖かい場所への移動である。この温度変化がA氏の肌を刺激する。家の中では、リビングから浴室へ移動した途端、温度差がA氏の肌を刺激する。風呂上りも同様である。冬には、温かい浴室から脱衣所の寒い場所へ、夏にはクーラーのきいたリビングへの移動により、A氏の肌は刺激され、いずれの場合もじんましんが広範囲に出る。さらには、仰向きから横向きへ寝返りを打てば、敷布団と接触した部位が温かくなり、じんましんが出始める。起床後に

は、床と接した足の裏だけが冷たくなり、かゆさに襲われる。水で食器を洗えば、手と水との温度差による我慢できないかゆさに襲われる。さらには、重い買い物袋が接触した肌部分が赤く腫れだす。半袖・長袖、半ズボン・長ズボンにかかわらず、衣類が肌にこすれる部分がかゆくなり、じんましんが出る。

前述のような A 氏のかゆさやじんましんに関しても、筆者と A 氏とが共に、A 氏の現象を見つめ、分析・解釈し、得られた結果であり、現在はある程度の対処・対応ができています。それ以前のこのような現象について、A 氏は、次のように表現している。

自分の特性を知らなかった高校生の一時期は、じんましんが毎日身体全体に出て、とても辛かった。ひどいときは、朝起きると、目が開かないほど腫れている。かゆいから、必死でかく。そして、かけばかくほど、視界が狭くなっていく。そのうえ、唇もかゆくなってくる。歯でギシギシしていると、どんどん唇が大きくなっていく。服薬では間に合わず、注射を打ってもらうこともよくあった。勉強をしようと思うけれど、注射のあとは眠くて、ボーッとする。何もできないじゃないか。自分の身体のことをよく知らないと、とても心配になる。なんで自分だけがこんなに身体がかゆくなるのか、不安を通り越して、イライラする。でも、自分の身体の過敏さを周りの人たちと発見した今は、「仕方がない。かゆくなるんだから。寝不足になると、プツプツが出やすいんだっただよな」と思い出し、心のイライラは減っていく。でも、やっぱりかゆいイライラは減らない。

広範囲にわたる刺激が A 氏を傷つけていることは今も変わらない。しかし、A 氏が述べているように、刺激により「傷つけられた」A 氏を A 氏自身が傷つけることは少なくなっている。物理的な刺激が A 氏を傷つけることを完全に防ぐことは難しいが、ある程度の軽減は可能である。何よりも、A 氏が自身に生じる現象を見つめ、筆者と共に分析・解釈することの重要性がこの例からも明らかである。

4. 5. 知覚

聴覚、視覚、舌覚、肌覚、何もかもが敏感な A 氏だが、全体としての心身のサイン、あるいは心身の感覚を知覚することが難しい。何らかの形としてとらえられる刺激とは異なる

るが、知覚されないということが刺激となり A 氏を傷つける。A 氏には、のどが渇く、お腹がすくということが知覚されない。知覚されないがゆえ、食事や水分摂取の時刻を決めていた。しかし、何か一つのことに没頭した場合、その時刻は忘れ去られる。決めた時刻にタイマーを設定しても、したいことを止められないことも多い。その結果、倒れそうになったり、気分が悪くなったり、ひどいときには、病院へ行くことにもなった。なぜ A 氏には空腹の感覚がないのか、なぜ、筆者には空腹の感覚があるのかを、筆者と A 氏とがそれぞれ考える。すなわち、4 つの視点から分析する。空腹感に関する多くの具体例が候補にあがった結果、現在、A 氏は「胃がきゅ～ってへこんできて、吐き気がする」を空腹感と定義し、その感覚を探りながら、食事を摂っている。昼食を 12 時と決め、その時刻に縛られ、自由度の制限をうけていた A 氏の生活は広がりつつある。それにより、A 氏を傷つけていた A 氏の存在も薄らいでいる。

広範囲にわたる物理的的刺激により「傷つけられる」結果、A 氏の心身は疲労の極に達する。疲労感を引きずらず、安定した状態を保つには、最低でも 9 時間の睡眠と 2 時間程度の昼寝が必要となる。毎日のように変動する A 氏の体調は、一日の中でも揺れ動く。頻発する頭痛、寒暖差・乾燥・緊張に誘発される蕁麻疹の原因がわかれば、「傷つけられる」ことからの回避することも可能になる。頻繁な頭痛が水分不足により生じることがわかれば、こまめな水分摂取を心がけることができる。

しかし、どれだけ現象を見つめ、分析・解釈をしてもわからないことも多い。因果関係のわからない身体的な症状に対しては、服薬という手だてにより「傷つけられる」ことから回避を図っている。ただ、ここでも問題が生じる。「傷つけられる」ことから A 氏を保護するはずの薬が A 氏を傷つける。薬に敏感に反応する A 氏の服薬量は常に慎重に調整するが、服薬が急激な体温低下を招き、35 度を切ることも少なくない。微量な服薬であっても、我慢できない眠気に襲われることも多い。一日のうちで、睡眠に割かれる時間の多い A 氏にとって、起きている時間に活動したい欲求は強く、服薬を先延ばしにする。それは、症状がさらにひどくなるという結果を招き、A 氏自身が A 氏を責め、傷つけるという悪循環に入っていくこととなる。

さまざまな刺激により「傷つけられる」A 氏自身が A 氏を傷つけることからの回避は容易ではないが、次々現れる一つひとつの現象をよく観察し、制限されてしまう A 氏の日常生活の幅を徐々に広げている。

5. 傷つけるもの：人的刺激

A 氏を傷つける最たる人的刺激は、マジョリティとのさまざまな「異なり」である。ことばに関する「異なり」が主であり、その「異なり」が認識や思考の「異なり」に及んでいる。また、それらの「異なり」が、他者の A 氏に対する誤解・偏見を生み、さらに「異なり」を無視しているともいえる社会通念により A 氏は「傷つけられる」。

5. 1. あいまいなことば

日常には、あいまいなことばが氾濫し、会話が成立している。「もっと」「もう少し」「適当に」「ほどほどに」「しんどい」など、数え出せばきりが無い。このようなあいまいなことばが刺激となり、A 氏は混乱する。筆者と A 氏とが一緒に外出する際、「もう少し待って」という筆者のことばが A 氏を刺激し、A 氏は落ち着かなくなる。「もう少しって、何分？ 時間を言ってほしい」と A 氏は言う。体調がすぐれていないように見える A 氏に「しんどいの？」と尋ねれば、「わからない」という答えが返ってくる。「しんどい」ということばがあいまいであり、A 氏はその意味をとらえられない。身体の状態を詳細に問えば「頭が痛い。関節が痛い。体が熱い」という具体的な説明がなされる。体温を測ってみると 38 度という高熱が出ている。「愛らしい魅力をもっている」(松村 2006:541) という意味の「かわいい」や「その場を何とかつくりよう程度であること」(ibid.:1721) という意味の「適当」なども、A 氏にとっては非常にあいまいな、抽象的なことばである。このような具体性に欠くことばを多用する会話では、A 氏の思考は停止し、会話についていけなくなる。

あいまいなことばが苦手であるとともに、A 氏にとっては、一つひとつのことばを厳密に定義することが重要である。「正当」ということばを例にとる。大学時代、授業を欠席する「正当な」理由として、体調不良や電車の遅延・事故などはその範疇に入らなかった。体調不良には個人差があり、基準を決めることができないからである。数値として表すことのできる発熱であれば、授業を欠席してもいい「正当な」体温を定めなければならない。しかし、頭痛や腹痛の度合いは、個人差を抜きにして定めることはできず、どんな無理をしても出席しようとする。また、電車の事故や遅延を想定した通学時間の計算は、A 氏にとっては授業への出席準備として当然のことであり、やはり「正当」の範疇には入らない。結果、A 氏が自身に許可を与えることのできる「正当な」理由は、大学が定めた公欠およ

び出席停止事由のみとなる。ただし、これらの定義は他者に向けられるものではなく、A氏が自身の基準として適用するためのものである。この場合でいえば、A氏が自身に授業欠席の許可を与えるための基準としての定義である。授業を欠席することが許せないA氏にとって、余裕をもった時間設定、どんなに体調がすぐれなくても授業に出席するという姿勢は、緊張という大きな刺激となりA氏を襲う。

5. 2. 主要言語

A氏が当事者研究(永山他 2014:130)に詳述しているが、A氏の内的世界の言語、すなわち、A氏の第一言語は「数」である。感情は「数」や「映像」でわき起こり、それを他者に伝えるためには日本語という言語への翻訳が必要になる。また、他者からのことばは、A氏のうちでいったん「数」「映像」に置き換えられ、A氏の第一言語により理解される。他者へ応答するために、また日本語へ翻訳するという作業の繰り返しである。しかし、A氏が翻訳している間にも音声による会話は進む。応答に時間を要すれば、回答を促される場合も多く、A氏の思考は停止する。A氏は、このような状況を「第一言語である日本語を、第二言語である英語の単語や文章に訳そうとするときの思考に似ている」(ibid.:130)と説明する。自閉症スペクトラム当事者のグランディンも、言語療法を受ける前の幼少期には、頭の中にことばはひとつもなく、絵だけで考えており、現在も主要な言語は絵であるという(Grandin 2008=2010:140)。A氏がようやく適した日本語を見つけ、ことばを発したときには、会話はすでに先に進んでおり、A氏は取り残される。ここでもまた、会話についていけないA氏をA氏自身が責める。さらに、他者からは、A氏が会話に乗り気ではない、他者の話を聞いていないと受け取られ、ときに叱責の対象となる。

あいまいなことばの理解が難しいA氏であるが、最近はときおり使用することがある。それは、A氏の第一言語で使用されることばと筆者の第一言語で使用されることばをすり合わせたことによる。「しんどい」を例にあげる。筆者が「しんどい」ということばを使用するさまざまな状況をA氏に説明する。一日中立って仕事をした後、負荷をかけて泳いだ後、やる気が起きず体がだるいなど、できる限り多く列挙する。また、A氏も筆者が「しんどい」と発した状況を観察している。その後、筆者とA氏とが共に分析・解釈する。その結果、筆者が「しんどい」を使用する状況と、A氏の第一言語「数」として浮かび上がる「4444」という状況が類似していると気づく。このようなすり合わせにより、筆者の「し

んどい」とA氏の「4444」とが結びつき、A氏の「4444」という状況を筆者に伝えるために、「しんどい」ということばが使われるようになる。

5. 3. ことばの認識

A氏は、自身のことばが他者を傷つけてきたと自身を責めることが多いが、それには多くの者とことばに対する認識の異なり、第一言語である「映像」が影響している。たとえば、「はげている」という日本語は、A氏の第一言語である「映像」では、「頭の形が整っている」「顔の輪郭とあっている」「頭皮がきれい」「磨き上げられている」など、「かっこいい」ことを意味する。もちろん、はげた頭をかっこいいと思っているひとはいるが、多くのひとは、「髪の毛が薄い（はげている）」ということばに対し、なんとなく使用してはいけないという認識をもち、そのことばの使用を避ける。しかし、その認識のないA氏において、「はげている」ということばの使用は避けようもない。ひとが、ある状況において特定のことばを使用してはいけないという認識をもつには、そのときどきの状況における他者の反応によるところが大きい。言い換えれば、「適さないことば」を認識するには、会話の相手や周囲の反応を手がかりにしなければならない。しかし、A氏にとって、この状況把握が非常に難しい。A氏、あるいは他のだれかが、太っている人に対し「太っているね」と発するとする。その相手や周囲は、さまざまな反応を示すが、その周囲の反応はA氏の目には入らない。前述の聴覚の過敏さゆえ、会話、特に複数の相手との会話において、発話者の声を聞き分けること、ことばを聞きとること、適した日本語への訳語を探すことにA氏は精いっぱいである。声に集中するために、他者の顔を見ることも避けているA氏が、一つひとつのことばに対する周囲の反応を観察することは難しい。このような状況把握の難しさから、太っている人に対して「太っている」とは言わないほうが良いということが認識できずにきた。また、前述の「はげている」ということばと同様、「太っている」力士をかっこいいと思っているA氏にとって「太っている」に悪い意味はない。これらのことばがA氏から発せられたとき、「はげている」「太っている」ということばを使用してはいけない状況であると認識している周囲は、怪訝な目でA氏を見ることになる。ときに、周囲の者から、A氏が発したことばがその相手に不快な思いをさせていると指摘、謝罪を求められることもある。A氏は相手を傷つけたことを知り、深く傷つく。また、悪意がないとはいえ、ある状況で発してはいけないことばがあるということを認識していな

いA氏をA氏自身が罵倒し、A氏自身によりA氏が「傷つけられる」。ことばに対する認識の「異なり」が、A氏の望まない他者を傷つける行為となると同時に、二重の意味でA氏を傷つけることになる。

また、A氏と筆者とには、ことばに対する時間軸の異なりがある。たとえば、「日常生活」ということばに対するA氏の認識は、一日、一日という区切りのある、独立した生活である。「一日＝今日（24時間）」という枠組みが、A氏の生活であり、連続体としてつながる日々を生活の単位としてとらえていない。また、「過去」「最近」「現在」「今」「未来」に対する時間軸も筆者とは異なる。それぞれのことばの時間軸、あるいは幅が非常に限定されている。A氏は、『『現在』や『今』という時間の範疇に数週間という幅はなく、瞬間であり点である』と言う。この時間軸の異なりが、何度も繰り返される同一の事象に対し、A氏はその都度、まるではじめてのこのように驚き、動揺し、ときにパニックに陥る理由の一つでもある。たとえば、A氏を困らせていた事象が、時間の流れとともに減少する場合、それは「大変困る」から「少し困る」へと、連続した時間の中での変化であるが、A氏には切り離されてしまう。少し困っている現状にだけ目が向き、再び大変困るかもしれないとは認識されない。過去からの積み重ねとして「今」があるというより、「今」という瞬間が独立して存在し、その瞬間生じている事象のみを注視する。日々、繰り返し生じる日常のささいなことについても同様である。毎日のように届く宅配や郵便物も、配達された時点で完結され記憶にはとどまらず、明日も生じるできごととして認識されない。あらゆる事象が、一日の完結とともに完結、あるいは消失するため、定着しない。ここでもまた、さまざまな事象が記憶にとどまらないA氏をA氏自身が責め、傷つける。

前述してきたように、さまざまな刺激に「傷つけられた」A氏の「傷つけられやすさ」はそこでは収束しない。常に、「傷つけられた」A氏がA氏自身を「傷つけるもの」となる。A氏自身がA氏を罵倒し、責め続け、「ダメ人間」「アホな奴」「生きていても仕方ない人間」とのレッテルを貼り、A氏の心は「傷つけられる」。自傷行為という形でA氏の身体はA氏によって「傷つけられる」。

5. 4. 社会通念

いつの時代もそうであるが、社会通念はマジョリティの基準によって作られる。さらに、多くの者がこの社会通念を生活の軸とし、そこから外れる者、すなわち、「異なる」者を疎

外する。前述した A 氏の食べ方も、学校で教えられる三角食べとは異なる。具材を一つずつ食べるという食べ方は、「みっともない」という社会通念がある。それとは「異なる」食べ方は、学校でも、家庭でも叱責の対象となってきた。

他者が介在する場面で求められる、いわゆる「言外の意味を汲む」「空気を読む」「状況を察知する」ことが難しい A 氏が気の利かないひとと誤解されることもある。たとえば、複数の者が役割を決めずに部屋の掃除をする場合、それぞれが自身で役割を見つけることが「当たり前」とみなされる。他者が一斉に行動し始める場面において、A 氏が同じように動くことは難しく、役割を担えなかった A 氏は、「やる気のないひと」「気の利かないひと」「思いやりのないひと」「自己チューなひと」と誤解される。滝川は発達障がいの一ひとが示す行動について以下のように述べる。

子どもならともかく、青年がこのような行動特徴を示せば、まわりからは「無配慮」「思いやりのない」「ひとりよがり」「わがまま」「身勝手」「自己チュー」といった評価を浴びてしまいます。でも、これは私の強いエゴイスティックな人物が他人を無視して自己の利益を追求する行為とはまったく異なることへの理解が必要です（滝川 2013:149）。

A 氏が自身の利益を優先して行動することなどない。しかし、前述の例のごとく他者からは誤解をうけやすい。A 氏は、そのような自身に対し「気が利かないね」「やっぱり自己チューなのかな」と悩み、責め、傷つける。

生活能力の獲得時期や発達に関する社会通念も同様である。「学齢期を過ぎると『生活』は暗黙のもと、すでに学び終えていると思われる節がある。学んでいない場合、『それくらい言えばわかる、できる』と思われ、できない場合は、これまでの親の躾や本人の責任とされてしまうこともあるだろう」（浮貝 2013:123）と指摘されるように、生活能力の獲得時期に関する社会の暗黙の了解により A 氏は「傷つけられる」。日常生活におけるさまざまな必要は、机上の学びと異なり無限大にあるにもかかわらず、今の社会では、自然に身につくべきもの・ことという社会通念がある。「勉強や仕事と同様、『生活』も教えられてこなければ、できるようにはならないのである。勉強や仕事とは違い『生活』は、学ぶ機会が与えられにくく、学齢期から意図的に教えていく必要があることは、成人期の彼らとの関わりから教えられるところである」（ibid.:123）とも言及されている。今の社会では、

生活上のさまざまなスキルのレベルは、マジョリティの年齢を基準にし、暗黙に了解されている。その基準から「異なる」とき、A氏のように社会通念によって「傷つけられる」ひとの存在がある。

コミュニケーションに関する社会通念によってもA氏は「傷つけられる」。多数の声から特定の声を拾うこと、選択することば、会話のテンポなど、マジョリティが「当たり前」と考える基準、すなわち、社会通念がある。声を含む音への過敏さ、あいまいなことばの理解の難しさ、第一言語の異なりにより、A氏がことばをつむぎ、会話することに時間を要することは前述のとおりである。しかし、多くの者とは「異なる」A氏との会話において、マジョリティの側に問題があると感じるその責もA氏に帰される。そもそも、コミュニケーションとは、二人以上のひとがいて成立するものである。ひととひととの間にあるものがコミュニケーションである。それが円滑に進まないとマジョリティを感じる責をA氏にのみ課すこと自体が問題である。他者との会話において、聴覚の過敏さゆえ、A氏にとって複数の声からあると規定の声の選択は難しい。あいまいなことばによる混乱、言語の翻訳のために、ことばの往復、すなわち、コミュニケーションに時間を要する。急かされながらも、やっとの思いで探したことばを用い伝えても、理解されず、ときには支離滅裂と指摘をされ、A氏のことばは閉じ込められてきた。多くの者が可能であるという時点で、それがコミュニケーションのあり方の基準となり、A氏はその「当たり前」から外される。会話の途中に、A氏の話最後まで聞かず、話をかぶせてくるひととの会話では、A氏は、一瞬で相手の声を見失う。会話の作法としては、相手の側に問題があるにもかかわらず、A氏はうまく話せない自分を責め、自身によって「傷つけられる」。

コミュニケーションが二人以上の間で成り立つことを再度強調したい。それが円滑かどうかという成果は、そこにかかわるすべてのひとにより左右される。安心できるコミュニケーションとは、互いが自身の存在を認識し、会話している相手の存在を認識するに他ならない。会話が二人以上で作るものである以上、その成果へ向けた努力は双方に求められ、その問題の責は、双方に帰されるべきである。

マジョリティにとって「当たり前」である社会通念から外れる、「異なる」ことを認めない、社会通念の枠に収まることへのある種の強制がいかにかひとを傷つけるかを考えるべきではないだろうか。田村は、「傷つきやすさに関する諸概念」を検討し、その中で、ウォルドロン「社会的な傷つきやすさ (social vulnerability)」を「社会のなかの少なくない人々が、他人が自分と違うということに対して、多様性を認めがらない」と解釈している(田

村 2008)。このようなひとのあり様もまた、ひとが弱く「傷つきやすい」存在であるから生まれるのだろうか。

おわりに

ある特定の理由として「特性」に視点をあて、「傷つけられやすさ」を A 氏という個別具体例からみてきた。さまざまな刺激によって A 氏は「傷つけられ」、A 氏の生活を困難にしていること、「特性」により「傷つけられる」ことが「生きづらさ」そのものであることを明示できた。だれしもが物理的的刺激により傷つけられているだろう。A 氏ほどではないにしろ、会話の苦手なひとは散見される。しかし、その程度の差は大きく、「生きづらい」ほどの刺激となるひとは少ない。だからこそ、「特性」と呼べるのかもしれない。さまざまな工夫をしながら、現在、物理的的刺激による A 氏の「傷つけられやすさ」は軽減している。しかし、筆者と A 氏とによる A 氏に表出する現象・A 氏の内実の分析・検討を繰り返し、積み重ねたとしても、他者というひと、マジョリティというひとが作る社会通念という「傷つけるもの」に対しては無力である。ひとは「傷つきやすい」存在であるがゆえ、集まり、生活をする。互いが支え合うそのなかで、社会通念が生まれてきた。「傷つきやすい」からこそ生まれた社会通念が、ある特定の理由をもつひとを傷つける。ひとはどこまでも弱い存在である。

鷺田は、『〈弱さ〉のちから』のなかで次のように述べる。

そのひとたちはみなある意味でその存在に、深く深く〈弱さ〉を抱え込んでおられた。傷つきやすさ、脆さ、壊れやすさを、と言ってもいい。その〈弱さ〉は、この社会がそれを弱さとして強いてきたものでもあったろうし、ひととしてあるかぎりだれもがどうしてもなく抱え込まざるをえない〈弱さ〉が、ある限界を超えて、そのひとたちがあまりにも sensitive であるがゆえにそこに稀有なかたちで傷口を開けたとも言えるかもしれない(鷺田 2001:174)。

まさに、ある特定の「傷つきやすいもの」「傷つけられるもの」がこの社会、社会通念により強いられ、つくられてきたということを言い表している。しかし、その社会も社会通念もまたひとにより作られる。ひととしてだれもがもつ「弱さ」「傷つきやすさ」が、ひ

とを傷つけるのだろう。

前述したバルセロナ宣言をはじめとし、昨今、「傷つきやすさ」からひとのあり様、社会のあり様がとらえ直されようとしている。ターナーは、人間存在に共通の経験である「傷つきやすさ」を基盤に、新しい普遍的な人権制度を構想している（青井 2016:44）。パウマンは、道徳的人格・主体を「弱い人間」とした新たな社会理論の構築を試みている（中島 2009）。従来とは異なる視点の核が「傷つけられやすさ」であるといえる。

ひとがみな「傷つきやすい」存在であることを認め、自覚するとき、「特性」「異なり」のある・なし、少数者かどうにかかわりなく、他者を認め、尊重し、その尊厳を奪わないという社会が創出されるのだろうか。「特性」という理由で、「傷つきやすいひと」によって「傷つけられるひと」は存在しなくなるのだろうか。残念ながら、筆者はそのような社会の創出はないと考えている。ひとが「弱く」「傷つきやすい」存在である限り、これまで繰り返されてきたように、ひとはひとを「傷つけ」、ひとはひとによって「傷つけられ」続ける。筆者と A 氏とは、互いが認め合い、尊重し、「特性」という理由で A 氏を傷つけないひとと、一人ひとりていねいな関係を紡ぎながら、そういうひとたちとつくる「小さな社会」のなかで暮らすことを選択している。10年の歩みのなかで、ていねいな関係を築いてできた「小さな社会」は十人にも満たないが、互いが傷つけることのない、安寧な「社会」である。このような「小さな社会」が出発点となり、何らかの示唆が得られる日が訪れることを願っている。

参考文献

- 青井優佳（2016）「ブライアン・ターナーにおける身体の社会学 — 『傷つきやすさ』の理論の再構築のために —」『東京女子大学社会学年報』4,41-48.
- 綾屋紗月・熊谷晋一郎（2010）『つながりの作法 — 同じでもなく違うでもなく』NHK 出版.
- Gehlen, A. (1940)*Der Mensch. Seine Natur und seine Stellung in der Welt: Man. His nature and position*, Junker & Duennhaupt. (平野具男訳『人間 — その本性および世界における位置』法政大学出版局, 1985.)
- Grandin, Temple (2008) *The Way I See It: A Personal Look at Autism and Asperger's*, Future Horizons. (中尾ゆかり訳『自閉症感覚』NHK 出版, 2010.)
- 浜渦辰二（2015）「二つの『臨床哲学』が再会するとき」木村敏・野家啓一監修『臨床哲学とは何か — 臨床哲学の諸相』河合文化教育研究所, 262-279.

- 池谷了徳寺 (2016) 「生命倫理と『脆弱性』」『大学研究紀要』10,105-128.
- 石原孝二 (2013) 「当事者研究とは何か」石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院, 11-72.
- 泉流星 (2003) 『地球生まれの異星人 — 自閉症者として、日本に生きる』花風社.
- 河野哲也 (2013) 「当事者研究の優位性 — 発達と教育のための知のあり方」石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院, 73-111.
- 熊谷晋一郎 (2015) 「当事者研究への招待 (第1回) 生き延びるための研究」『臨床心理学』15(4), 537-542.
- 松村明編 (2006) 『大辞林』第三版, 三省堂.
- 森則夫・杉山登志郎・岩田泰秀 (2014) 『臨床家のための DSM-5 虎の巻』日本評論社.
- 向谷地生良・浦河べてるの家 (2006) 『安心して絶望できる人生』NHK 出版.
- 向谷地生良 (2009) 『統合失調症を持つ人への援助論 — 人とのつながりを取り戻すために』金剛出版.
- 永山亜樹・永浜明子・永浜みち子 (2014) 「『数』と『感情』に関する『発達障がい』当事者研究」『発達障害支援システム学研究』13(2), 130.
- 中島道男 (2009) 『バウマン社会理論の射程 — ポストモダニティと倫理』青弓社.
- 野家啓一 (2015) 「臨床と哲学のあいだ・再考」木村敏・野家啓一監修『臨床哲学とは何か — 臨床哲学の諸相』河合文化教育研究所, 181-206.
- 滝川一廣 (2013) 『子どものそだちとその臨床』日本批評社.
- 浮貝明典 (2013) 「見落とされやすい生活支援」『児童心理臨時増刊 — 発達障害のある子の自立に向けた支援』金子書房, 118-123.
- 鷲田清一 (2001) 『〈弱さ〉のちから』講談社.

